清潔で美しいまちをつくりましょう

7月1日から施行

ポイ捨て等防止条例が制定

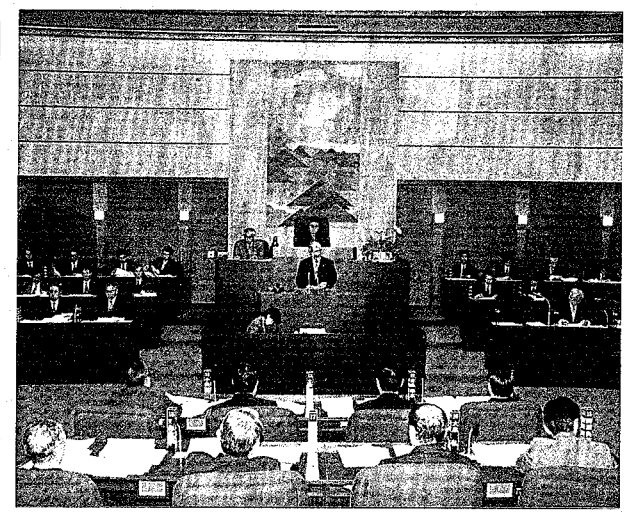

ポイ捨て等防止条例の要点

①ポイ捨ての禁止

市民等（市内に居住、滞在、または市内を通過する人）は、空き缶や空きびんなどの容器、たばこの吸い殻やチューインガムなどのかみかす、包装紙などをポイ捨てしてはならない。

②回収容器の設置義務

自動販売機により飲料を販売する人は、空き缶等の回収容器を販売する場所に設け、適正に管理しなければならない。

③飼い主の遵守事項

飼い主は、ふんを処理する用具を携行するなどして、飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、直ちに回収すること。また、公共の場所等の砂場で飼い犬にふんをさせないこと。

◆罰則等

前記①②③に違反した人には、必要な措置を講ずるよう「勧告」が、その勧告に従わない人には「命令」がそれぞれ書面で出されます。命令に従わない人は「告発」され、①②については「5万円以下」、③については「3万円以下」の罰金に処せられます。

新津市ポイ捨て等防止条例が制定

十二月市議会で「新津市ポイ捨て等防止条例」が制定されました。この条例は、清潔で美しいまちをつくるため、ポイ捨てによる空き缶や吸い殻などの散乱と犬のふん害を防止しようというもので、平成十一年七月一日から施行されます。

この条例には、市と市民、事業者、飼い主などの責務等が定められ、協力して環境美化に努めることとなっています。

違反者には、書面で「勧告」そして「命令」が出され、命令に従わない者には「罰金」の規定があります。これは、罰則によってポイ捨てやふん害の抑止効果を上げるためのものです。

この条例の要点は、左上の表のとおりです。ポイ捨てやふん害のない美しい地域づくりにご協力ください。

市議会の議員定数が2名減り26名に

新津市議会議員の定数を減少する条例が改正され、四月の市議会議員選挙から、定員は二十六名となります。

議員定数は、十月から新津市議会議員定数検討特別委員会で審議されてきたもので、今回の本会議で現行二十八名から二名減の二十六名とすることに決まりました。

学童保育所条例などの一部を改正

新津市学童保育所条例の一部が改正されました。条例名が「新津市放課後児童クラブ条例」に変更され、クラブは「こどもクラブ（第二保育所内）」、「なかよしクラブ（第三小学校内）」と名称や設置場所が変わりました。

また、ボランティア活動に取り組む団体に法人格を認めるNPO法の制定に伴い、新津市市税条例の一部が改正されました。この改正は、法人格を得たボランティア団体を法人市民税均等割りの減免対象に加えるものです。

新潟県中東福祉事務組合規約の一部の改正が可決されました。この改正は、用語の統一のためのもので、「精神薄弱」が「知的障害」に変更されます。

新津駅東西歩行者道の工事施工協定を締結

新津駅東西歩行者道新設工事の施工について、JR東日本新潟支社と協定書が締結されました。

この工事はJRが行い、平成十三年三月に完成する予定で、市が払う工事費は総額約十億七千九百十五万円となります。高齢者や障害者のためにエレベーターも設置されます。

また、小須戸町と協議のうえ、蒲ケ沢地区の汚水の一部を小須戸町公共下水道に流入させることとなりました。

一般会計予算の増額補正を決定

今回の議会では、一般会計補正予算の歳入と歳出にそれぞれ十五億千五百八十六万円を追加し、総額二百二十八億六千九百九十一万円とすることが認められました。歳出のうち追加された主なものは次のとおりです（一万円未満四捨五入）。

◇地域振興券交付に要する費用

…3億8680万円

国の緊急経済対策の一環として行われる地域振興券（商品券）交付事業に要する費用で、全額国の補助金で賄われます。

◇老人保健施設建設助成金

…2970万円

荻野町に昨年オープンした老人保健施設「おぎの里」に対する建設助成金です。

◇県施工街路事業負担金

…9000万円

県が施工する古田・中新田線（東バイパス）工事に対する市の負担金です。

◇市営西島住宅建替工事

…5190万円

西島の市営住宅を建て替えます。第一期工事として、一棟四戸の工事を行います。

◇満日小学校校舎・屋体建設工事

…6億8000万円

国の経済対策により、満日小学校の建替工事を前倒しで行います。

◇第五中学校大規模改造工事

…3400万円

障害児のためのエレベーター設置など施設を整備します。

このほか、減反、転作に伴い農業者に助成する補助金や、市職員の給与改定などの補正が行われました。

固定資産評価審査委員の選任に同意

固定資産評価審査委員会委員に宮腰雅彦さん（新町2、62歳）を選任することについて議会の同意が得られました。

請願10件と発議9件を審議

請願

○採択

・社会保険行政を法定事務とし、地方事務官の地方移管を求める意見書の提出に関する請願

・新たな農業基本法の制定に関する意見書を求める請願

・WTO農業協定改定、食糧自給率引上げ、日本の食と農業を守る請願書

・私学助成の大幅増額と拡充を求める意見書採択に関する請願

・景気回復・雇用創出決議に関する請願書

・介護サービスの充実を求める請願書

×不採択

・難病患者の医療費を市町村単独助成の対象とする請願書

・教育条件の充実と「安全・安心・信頼の学校づくり」に関する請願書

・トンネルじん肺根絶と被害者救済を求める請願書

△継続審査

・消費税を3％にもどすことを求める請願書

発議（すべて可決）

・ロシアとアメリカの臨界前核実験への抗議決議

・道路整備財源の充実強化に関する意見書

・介護サービスの充実・強化に関する意見書

・大規模年金保養基地グリーンピア津南を国の責任の下に継続運営を求める意見書

・農業基本法の制定に関し公平な貿易ルール（WTO協定）の確立を図る意見書

・私学助成の大幅増額と拡充を求める意見書

・地方事務官制度の廃止に関する意見書

・景気・雇用対策の早期実現に関する意見書

・新津市議会議員の定数を減少する条例の一部を改正する条例制定について

特別会計および水道事業会計も補正

12月議会では、一般会計のほか次の各特別会計および水道事業会計予算の補正が認められました（1万円未満四捨五入）。

◇下水道事業特別会計

5億6935万円を追加し、総額53億2675万円に。

◇農業集落排水事業特別会計

272万円を追加し、総額2492万円に。

◇国民健康保険特別会計

405万円を追加し、総額40億7859万円に。

◇水道事業会計

・収益的収入…79万円を減額し、15億4908万円に。

・収益的支出…591万円を追加し、14億9462万円に。

・資本的収入…5740万円を減額し、1億6759万円に。

・資本的支出…8035万円を減額し、8億1973万円に。

平成9年度の決算を認定

平成9年度の一般会計と各特別会計等の決算が認定されました。一般会計では、歳入は224億2157万9070円、歳出は217億9398万7664円で、平成10年度へ繰り越すべき財源を除いた実質的黒字額は5億7597万5406円でした。

※決算についてくわしいことは、広報平成10年8月1・15日合併号の2ページ～5ページをご覧ください。